

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金の減免措置について



新型コロナウイルス感染症に関連した経済的影響を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。

①減免額

1ヶ月当たりの基本料金

	種類および用途	基本料金
専用栓	家事用	1,050円
	営業、工場、会社	2,270円
共用栓	家事用	2,100円
営農栓	家畜用	1,050円

メーター使用料

口径	使用料
13mm	80円
20mm	100円
25mm	130円
30mm	240円
40mm	290円
50mm	1,090円
75mm	1,460円

②減免期間

令和2年7月検針分から9月検針分まで(3ヶ月間)

③申込手続き

申込の手続きは不要です。

例 一般家庭の平均的な使用水量
(メーター20mmで20㎡の場合)

【減免前】水道料金 2,360円/月

【減免後】水道料金 1,210円/月(△1,150円/月)

減免前の金額から減免額を差し引いた額で請求させていただきます。



■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、「主たる生計維持者(世帯主)が死亡した場合や重篤な状態になった場合」および「事業等の廃止および失業した場合」は、国民健康保険税が全額免除になります。

また、「主たる生計維持者(世帯主)の収入が一定程度の減少(*)が見込まれ、国民健康保険税の納付が困難になった場合」は、国民健康保険税が減額されます。

*国民健康保険税が減額される要件

(主たる生計維持者(世帯主)について、①~③すべて該当の場合)

①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

②前年の所得の合計額が1000万円以下であること。

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

●申請にあたっては、次の書類が必要となります。

○り患世帯 ⇒ 新型コロナウイルス感染症のり患を証明する書類

○事業等の廃止および失業した世帯 ⇒ 事実確認が可能なもの
(公的に交付される書類)

○減収世帯 ⇒ ①主たる生計維持者の前年の収入額および所得額がわかる書類

②同一世帯の被保険者全員の前年所得がわかるもの

③主たる生計維持者の令和2年1月から直近までの収入がわかる書類

④保険金・損害賠償等により補てんされるべき金額がわかるもの等

(①・②においては、今年の1月1日現在日高川町に住所を有し、町が確認できるものは省略できます。)

国民健康保険税決定通知書が7月中旬にお手元に届きます。

申請や減免対象になるかどうか等のご相談はそれ以降をお願いします。



■お問合せ 税務課 ☎22-8841 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001

新型コロナウイルス感染症の影響により 介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡した場合や、収入が一定程度減少した場合等で、介護保険料や後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合には、徴収猶予や減免の制度がありますので、ご相談ください。

■介護保険料については…

保健福祉課まで。

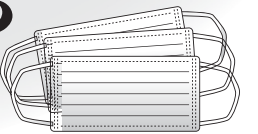
■後期高齢者医療保険料については…

保健福祉課または後期高齢者医療広域連合まで。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688



“日高川町を良くする会”から マスクが寄贈されました



令和2年5月21日(木)に、日高川町建設業協同組合の有志らでつくる“日高川町を良くする会”の北村哲夫代

表から、町にマスク1万枚が寄贈されました。翌22日(金)に、寄付のあったマスクは町内の介護施設や障害者福祉施設にお届けしました。

表から、町にマスク1万枚が寄贈されました。

北村代表は、「マスク不足も段々と解消されてきましたが、まだまだ、介護福祉施設等ではマスク不足が続いていると聞いています。福祉施設の職員さんや利用者の皆さんは、この新型コロナウイルスの感染予防に大変苦勞されていると思い、少しでも感染予防にお役立ていただければという思いから、今回寄付いたしました。」と話されていました。



～おめでとうございます～

祝白寿

令和2年5月20日(水)に、久留米啓史町長が白寿(99歳)をむかえられた 湯川ツルミさん(三百瀬)を訪問し、長寿を祝福しました。



湯川ツルミさん(ときわ寮川辺園にて、感染症拡大防止に配慮し屋外でご対応いただきました)

株式会社日進コンサルタントと 災害協定を締結しました

令和2年6月8日(月)に、株式会社日進コンサルタント(高津尾、柏木一夫代表取締役)と、災害等が発生した場合、無人航空機(ドローン)を活用し、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を行うことを目的とした「災害時における無人航空機の活用に関する協定」を締結しました。

